

●市民のみなさまより豊中市社会福祉協議会へご寄附いただく場合●

豊中市社会福祉協議会は、豊中市より〈税額控除対象法人〉として証明を受けています。  
当協議会への寄付金は、【税額控除】の対象となります。

【控除対象】

平成24年9月26日以降に豊中市民が支出された寄附金

◆ 所得税 ◆

○対象になる方

- ・所得税を納めている方
- ・当協議会に対して（2千円）を超える寄附をされている方

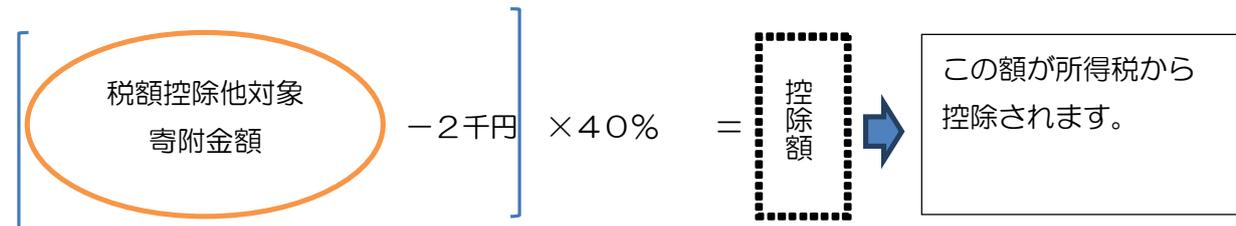
1. 所得控除を選択した場合（従来から適用）

○所得控除の計算



2. 税額控除を選択した場合（新たに該当）

○税額控除の計算



⑨ 寄附金額の上限は、総所得の40%を限度

⑨ 控除額は、所得税額の25%を限度

※ 寄附者は、「所得控除」または「税額控除」のどちらか有利な方を選択することができます。

※ 確定申告等の手続きが必要になります。

## ◆ 住民税 ◆

### ○対象になる方

- ・住民税が課税される方
- ・当協議会に対して（2千円）を超える寄附をされている方

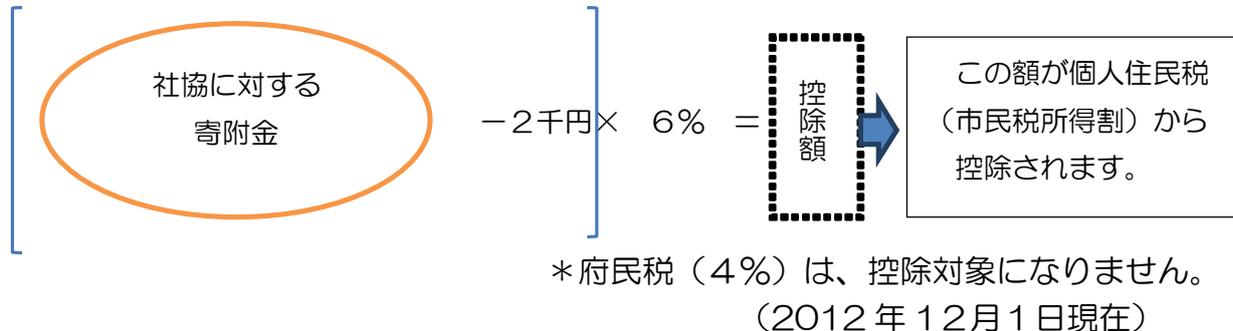
※ 豊中市民の方で他市の社会福祉法人等へ寄附をされても住民税控除の対象にはなりません。

※ 個人住民税の控除については、お住まいの市区町村の住民税担当課へお問い合わせください。（豊中市在住の方は、豊中市役所市民税課 6858-2131～33）

### 1. 個人住民税の控除について（概要）

当協議会に対する寄附金については、当協議会が市の条例で指定された団体のため、次の計算した額が、寄附された年の翌年度の個人住民税（市民税所得割）から控除されます。

### ○個人住民税の計算



### 2. 個人住民税控除の対象外について

※ 社協に対する寄附金と、それ以外の住民税控除対象の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の30%を超える部分は、対象外となります。